

## 享保三・四唐船打拂其外事

中 村 睦 美

今回紹介する史料は、山口県文書館架蔵の毛利家文庫二八防寇10に収められている唐船漂流に関する記録「享保三・四唐船打拂其外事」の一部である。なお内題は「享保三戊同四年唐船打拂其外事」となっている。

形態は、法量縦23・2 cm横17 cm、145丁、袋綴装、紙撚四穴、料紙は和紙である。

唐船の漂流は、すでに江戸時代初期の寛永期からみられ、打払いの対象にされていた。享保期になると、萩藩や支藩の長府藩の領海を含む響灘地域にも頻繁に現れるようになった。享保元年の一月には幕府の目付渡邊外記永倫が、長崎及び長門・豊前・筑前三国の海防のため下っている(渡邊永倫は享保十二年正月長崎奉行となる)。

内容は、享保三(一七一八)年、享保四(一七一九)年に響灘地域に出没した唐船の動向を、萩藩から幕府などの関係諸機関に報告した記録やそれに付随した覚などである。この前年、享保二年から御三領(萩長門・豊前小倉・筑前福岡藩)四ヶ所(同上の三藩領と萩支藩長府藩と)が唐船に対して連携して打払いをしている(以降五年)。本史料はその一例である。

打払いに関しては、享保三年二月十五日六連嶋(長門・現下関市)、

二月十六日大津郡向津具(長門・現長門市)、四月十六日藍嶋(豊前・現北九州市)、享保四年五月廿一日角嶋(長門・現下関市)、六月四日蓋井嶋(長門・現下関市)、七月七日相嶋(長門・現萩市)、十月十五日・十一月十五日・十一月廿二日蓋井嶋に初見した唐船のことを記している。

伝達形式としては三領四ヶ所の役人が物頭へ、赤間関の益田織部就高(享保三年二月廿四日付長崎奉行への役替報告で堅田安房広慶)から萩藩府の当職(桂三郎左衛門広保・浦図書元敏)に(唐船の出没の場所によっては萩藩府から赤間関へ)、在江戸の萩五代藩主吉元へは当役山内縫殿広通・毛利筑後広政宛で、さらに長崎へも報告している。渡邊外記が響灘赴任中は物頭からの報告段階で、渡邊外記にも伝達されている。

なお関係諸機関(江戸・長崎)への報告に関しては、渡邊外記が各藩からの報告の内容を合わせるように指示している。渡邊外記永倫は響灘の見分に来訪の折は小倉を拠点にしていたので、小倉藩主の小笠原遠江守忠雄と相談し、外記用人が萩藩用人松田基五郎・筑前(福岡)藩用人来嶋治兵衛・萩藩支藩長府藩用人粟野八郎兵衛・半野半右衛門を集め、案書の段階で開示し、三領四ヶ所で内容を合

わせるよう取り計らっている。その結果を松田甚五郎が改めて萩支藩の長府家老桂縫殿元昭へ知らせている(享保三年二月十六日)。よって渡邊外記が長崎へ戻った(享保三年三月四日)後、各藩独自の作成を試みたが、再度の外記の来訪(四月一日長崎発)による見分(四月十六日)と指示で、三領四ヶ所でのすり合わせがそれ以降も行われた。

情報を収集した萩藩からの打払いの届は、享保三年(二月十七日・廿日・廿一日・三月廿八日・廿九日・四月二日・廿日)、享保四年(五月廿三日・六月七日・七月九日・十一月十七日・十一月廿五日)付で報告している。享保三年は桂三郎左衛門広保・浦図書元敏・毛利大蔵就久・宍戸主計就延の連名で渡邊外記永倫ならびに長崎奉行日下部丹波守博貞、および大坂町奉行北條安房守氏英・鈴木飛騨守利雄へ報告している。享保四年のものは、桂能登広保(この時期に改名)・毛利伊豆広包、宍戸主計就延の連名で長崎奉行石河土佐守政郷と在長崎の目付代寛新太郎正尹(十一月十七日以降は妻木平四郎頼隆)の両名と大坂町奉行(享保三年と同じ)へ報告している。勿論江戸藩邸からも当役名で報告されている。

「其外事」とは享保三年三月廿日に長府藩主毛利右京元矩の死去(年十五での死去ゆえ旧領は一旦萩本藩に返還、四月十五日に清末支藩の匡広に分与)に際して長府へ防備の人数を差し帰り、その不足分を萩本藩から補充(堅田安房は三月六日に帰萩したばかりなのにこの一件で再び赤間関へ出関)したことを記したり、八幡方の唐船への内通者の疑いから秘密裏に打払いを実行したこと(享保三年四月)を記したり、享保四年八月廿三日に長崎奉行石河土佐守政郷が三領の長崎聞役ならびに松平丹後守重栄、聞役松浦肥前守篤信を

招聘して唐船打払いの徹底要請したことや、渡邊外記永倫が赤間関へ来る折は、萩藩主吉元の使者が、「音物」の「塩鴈」二竹簀巻白木折に仕立、目付には「塩鴨」を、それぞれ受納させていること等も記されている。三領四ヶ所の物頭等の役人同士は、響灘の唐船に關してよく連携を図っている。

なお打払いの対象に朝鮮船は含まれていない。日本と朝鮮は外交関係を結んでいたからである。朝鮮船が漂流して漂着したら、その地の藩が長崎奉行所へ届け出、指示を得てから馬に乗せて長崎奉行所へ送り届け、その後は長崎奉行所から責任をもって本国へ帰国させている。唐船と誤って朝鮮船を打ち払ったら、その打ち払った者が、処罰の対象となっている。

今回紙面の関係で、享保三年二月十五日に六連嶋で初見した唐船を小倉に集結した三領四ヶ所の戌兵によって撃退したことを翻刻した。この時の渡邊外記永倫の見分は、山口県文書館の豊浦藩旧記87「豊浦藩舊記第八十七冊 唐船打拂渡邊外記様御見分一件」(『下関市史・資料編I』平成五年三月発行で翻刻)にある。外記の見分は引き続き二月廿六日には小倉(豊前・現北九州市)から若松(筑前・現北九州市)へ、廿七日は赤間関(現下関市)へ在番岡部半右衛門の迎いで移動、廿八日は竹子嶋(現下関市)、廿九日は小倉へ移動、卅日は内裏(豊前・現北九州市)、三月四日に長崎へ発っている。なお、翻刻に当たって、原文に次のような操作を加えた。

(凡例)

一本来は原文の体裁に従って改行すべきであるが、紙面の都合上、現行では詰め、頁の終わりは( )で印した。

一翻刻に当たり本文中に適宜句読点( )と並列点(・)を付した。

一変体仮名(江、而、者、茂、与)・片仮名(ニ・ケ)等は、原文では小さく書かれているが、同じ大きさにした。

一欠字、平出は原文通りとせず、前の文字・行に続けた。

一地名・人物名等は紙面の都合上、二段組に詰めたものもある。

一唐船追払いの「一手之備」船隊は見開き・横広で表記してあるものを入れきった。

一異体字「船」は「船」、「夏」は「事」、繰り返し「々」は「々」・「々々」(二字分)とした。

(本文)

毛利家文庫 28 防寇 10 享保三、四 唐船打拂其外事  
享保三戊同四年唐船打拂其外事」

戊二月十五日之夜、於御三領冲唐船打拂候次第

但此時之打拂渡邊外記殿御見分有之候事

一二月十五日暮時分も御三領四ヶ所之船一同ニ小倉之湊を出シ沖相罷出、五ツ時分六連嶋之邊も鉄炮打初候へ者、唐船碇を取出帆仕ニ付而、段々船を進め鉄炮打懸白嶋を限ニ追拂、八ツ時分四ヶ所之船一同ニ漕戻、物頭中渡邊外記殿江為御届小倉罷越候、外記殿御見分冲相御出付而、御帰を相待候事

一鉄炮打初、此御方其次長府・小倉・筑前与段々打申候事

右之通唐船打拂相濟候付而、渡邊外記殿江者於小倉御届相成候、

益田織部も於長崎日下部丹波守殿へ御届仕候、且又殿様御在府

ニ付而江戸江茂赤間関も飛脚を以申上、尤萩江茂令注進候事」

一筆致啓上候、筑前・小倉・長門三領冲漂流之唐船追拂之儀、

於江戸如被仰出候、鉄炮船ニ物頭相添今十五日之夜、筑前・

小倉・當領并毛利右京四ヶ所之船一同ニ冲相差出、鉄炮を打

懸唐船出帆仕候付而、段々船を進追打」候処、帆影茂不相見様ニ罷成候、依之先為御届以飛札申上候、夜中海上遠見難相成御座候間敷、明朝茂弥帆影不相見候哉、見分申付以使者御届可申上候、私儀赤間関差出置、右之趣早速可申上之由申付候付而如是御座候、」恐惶謹言

益田織部

二月十五日

日下部丹波守様

参人々御中

織部も江戸江之書状」

一筆致啓達候、唐船追拂之儀此間申合置今十五日之夜、御三領四ヶ所之船一列冲相罷出鉄炮を打懸候へ者、唐船追帆仕候付、段々舟を進め追打帆影不相見様罷成候、依之四ヶ所之船同時ニ引取物頭中小倉罷越、渡邊外記殿へ」一同御届仕候、其上拙者も茂栗屋弥九郎を以御届申入、且又長崎御奉行日下部丹波守殿江茂早速之御届以飛札申入候、夜中之儀ニ候へ者海上遠見不明候得共、先早速之御注進為可申上如是御座候、猶又夜明候て弥唐船」帆影茂不相見候哉、海上見分之上到明朝御注進可仕候、右之趣被達御聞候様ニ与存候、恐惶謹言

益 織部

二月十五日

猶々佐々木舍人を初被差出候御人数、長府衆一同はへ泊迄罷出追払之節者、六連嶋・竹子嶋之間ニ長府此御方之船左右ニ別れ、一面ニ漕出数多之挑灯を揚後詰之備を立、冲相へ押か、り御三領共ニ山々ニ八篝を焼、諸事御三領之手合致一決、就

中長府此御方之儀御一致ニ申談、一通り之追払相濟申候、拙者儀茂冲相見えかゝり之所迄罷出方端其沙汰仕候、以上

毛 筑後様

山 縫殿様

一江戸江織部申達候者、江戸・長崎江之御届之次第渡邊外記殿於小倉、遠江守殿御對談ニ而御治定有之儀候間、御三領共ニ無相違御一致ニ御届被成候様ニとの儀、外記殿用人申傳其旨趣相極候上者、早速通達可仕之由候、何方様茂江戸・長崎江之御注進致延引極次第、即時松田甚五郎江小倉衆申聞せ候手筈ニ仕置、折角其到来相待罷在候へ共、昨日今日迄茂到来未申越候御届之儀者、御三領御一同之儀ニ御座候へ共、昨朝未明早速之御注進を以後飛脚延引之段、無御心元可被思召候条、右之訳早々可申進候處、昨日外記殿へ打払相濟候為御届小倉罷越候へハ、罷歸候時分川口潮無之彼地出船不相成、漸夜ニ入出船仕候へ共向潮ニ而遅滞之内、俄ニ大風大雨ニ而夜中関着不相成、漸今朝致帰着候付而、是又延引罷成候、二月十七日江戸江申達候事

江戸江差上せ候付立左ニ記之

二月十五日晴天朝風淫、昼過段々海上穩ニ罷成候事

一三領申合出船之用意相調、暮時御書付之通鯨船恰好之船筒役兩人つゝ乗せ、一領拾艘つゝ差出、小倉湊口一所ニ乗出候事

一長門領大六連嶋邊・小倉領馬嶋邊・筑前領若松冲唐船漂流、其節右鉄炮船御書付之趣之通、三ヶ領申合段々打立候事

一唐船驚候躰ニ而白嶋冲江退散申候事

一式拾目・三拾目之大筒取交打払候事

一五拾目之筒最初一度打放候事

一唐船少茂手向之様子無之候事

一小倉湊口馬嶋邊迄二里程茂有之候

一馬嶋白嶋江者四里程茂有之候

一唐船退鉄炮船湊口へ十六日辰ノ上刻、川口引取候事

以上

一右之通唐船打拂御届之儀、織部江江戸・長崎御届仕候得共、猶又萩茂御届仕候事

一筆致啓上候、筑前・小倉・長門三領冲漂流之唐船追払之儀、旧獵於江戸如被仰出候鉄炮船ニ物頭相添、去ル十五日之夜、筑前・小倉・當領并毛利右京四ヶ所之船一同ニ冲相差出、鉄炮を打追払候處、唐船出帆仕候付而段々船を進追打、帆影茂不相見様罷成候、兼而申上候様ニ益田織部与申者、赤間関差出置候付而、早速可遂御注進奉存候、右追拂仕候儀「夜中之事ニ御座候故、海上追々見分申付相替儀茂御座候者、猶又遂御注進織部茂可申上候得共、先右之段為可申上如是御座候、恐惶謹言

桂 三郎左衛門

二月十七日

浦 図書

毛利 大蔵

完戸 主計

日下部丹波守様

参人々音中

帆影茂不相見様ニ罷成候、右之段為可申上候

北條安房守様

鈴木飛鯨守様

参人々御中」

唐船追拂之節一手之備并人数付、左三記之

打拂一手」

鯨船	鯨船	鯨船	鯨船	鯨船	鯨船	鯨船	鯨船	鯨船	鯨船
三拾目筒忝挺	拾 匄筒忝挺	拾 匄筒忝挺	拾 匄筒忝挺	拾 匄筒忝挺	拾 匄筒忝挺	拾 匄筒忝挺	拾 匄筒忝挺	拾 匄筒忝挺	三拾目筒忝挺
郡司權兵衛」	足輕忝人	足輕忝人	足輕忝人	足輕忝人	足輕忝人	足輕忝人	足輕忝人	足輕忝人	郡司權助 足輕忝人

五拾目筒忝挺」

此船山崎九兵衛  
乘組被仰付郡司  
權助弟子忝人  
乗せ組候事」

獵船 足輕

小鼻

飯田与一左衛門

手付足輕忝人  
鏹持  
单履取

獵船 足輕

吉京丸  
常之船印

出羽源八

手付足輕忝人  
鏹持  
单履取

獵船 足輕

神保八郎左衛門

下横目忝人  
鏹持  
单履取

獵船 下横目

獵船 下横目

一大筒場所付立、扱又程付等外記殿江差出候扣

覚

一大筒場二ヶ所

老貫目

三百目

五百目

百目

右六連嶋

一大筒場四ヶ所

右之通用意仕候、以上

程付

長門 竹子嶋江

赤間関五里半

長門 六連嶋へ

赤間関五里

竹子嶋五里半

長門 蓋井嶋江

赤間関五里

竹子嶋五里半

豊前 小倉

赤間関五里

竹子嶋五里

豊前 小六連嶋

但小倉二而八馬嶋ト云

赤間関五里

五百目

百目

三百目

百目

五百目

百目

右竹子嶋

二月十日 御名松田甚五郎

竹子嶋五里半

豊前 藍嶋

赤間関五里

竹子嶋五里半

筑前 白嶋

赤間関五里

竹子嶋五里半

筑前 若松

赤間関五里

筑前 涌田

赤間関六里

竹子嶋五里半

筑前 山かの御崎

赤間関五里

竹子嶋五里半

以上

松平民部大輔家来、赤間関差出候人数并船数覚

家老

益田織部

従者共二百十人

侍大将

佐々木舎人

従者共二六拾五人

同組頭

祖式又右衛門

従者共二式拾老人

河野太郎兵衛

従者共二式拾老人

目附

神保八郎左衛門

従者共二拾六人

使番

粟屋弥九郎

従者共二式拾老人

刺賀佐左衛門

従者共二式拾老人

松田甚五郎

従者共二式拾老人

物頭

出羽源八

従者共二拾六人

飯田与一左衛門

従者共二拾六人

内藤権太夫

従者共二拾六人

羽仁右衛門

従者共二拾六人

小幡茂右衛門

従者共二拾六人

諫早清左衛門

従者共二拾六人

平侍

二宮太郎右衛門

従者共二拾八人

粟屋縫殿

従者共二拾八人

京賀八郎右衛門

従者共二拾七人

宮木七内

従者共二拾七人

佐久間新兵衛

従者共二拾人

兼重藤右衛門

從者共二拾人  
 井上孫兵衛  
 從者共二拾人  
 河北孫左衛門  
 從者共二拾人  
 武藤甚右衛門  
 從者共二八人  
 粟屋勘介  
 從者共二八人  
 内藤与左衛門  
 從者共二八人  
 生田權右衛門  
 從者共二八人  
 内藤市郎左衛門  
 從者共二八人  
 粟屋平右衛門  
 從者共二八人  
 山縣市左衛門  
 從者共二八人  
 上村彦右衛門  
 從者共二八人  
 大筒打  
 山縣吉左衛門  
 從者共二六人  
 湯淺三右衛門

從者共二六人  
 中村新右衛門  
 從者共二六人  
 三輪市郎左衛門  
 從者共六人  
 山崎九兵衛  
 從者共六人  
 中村伊右衛門  
 從者共二六人  
 郡司權助  
 從者共二六人  
 郡司權兵衛  
 從者共二四人  
 郡司貞八  
 從者共二四人  
 火矢打  
 岡貞右衛門  
 從者共二四人  
 儒者  
 草場兵藏  
 從者共二七人  
 醫師  
 半井古仙  
 從者共二拾五人  
 外科

松尾德隣  
 從者共二八人  
 中間頭  
 林彦右衛門  
 從者共二七人  
 組頭通  
 岡部半左衛門  
 從者共二式拾六人  
 一関船拾式艘  
 一通ひ船式拾五艘  
 一鯨船拾艘  
 一小早十三艘  
 右人数・船数如是御座候、以上  
 二月十四日 松平民部大輔家来  
 松平民部大輔家来小倉川口江差出候人数并船数覚  
 目附  
 神保八郎左衛門  
 物頭  
 出羽源八  
 組足輕五人  
 飯田与一左衛門  
 組足輕五人  
 大筒抱打之者 四人  
 同足輕 十六人  
 陸目附 壹人

足輕中間 百五拾人  
 以上八百三卷拾三人  
 大船頭 貳人  
 中船頭 五人  
 小船頭 拾七人  
 以上式拾四人從者共二八拾三人  
 水主 千三百拾人  
 都合人数 貳千貳百貳拾六人  
 一橋船五艘  
 一荷船大小拾式艘  
 一獵船三十卷艘  
 以上百八艘  
 下目付 貳人  
 船頭役 三人  
 但此内中船頭老人冲相罷出候、小船頭貳人ハ小倉川口迄罷越候  
 又家来 七拾貳人  
 此内拾七人冲相召連候  
 水主 三百四拾貳人  
 此内百八拾八人冲相出候  
 以上人数四百五拾三人  
 内貳百四拾貳人冲相罷出候

一通ひ船老艘  
一鯨船拾艘  
一狹船五艘

一関船式艘  
一通ひ船式艘  
一狹船六艘

右沖相へ茂差出候

右小倉川口迄差越置候

右人数・船数如是御座候、以上

二月十四日 松平民部大輔家来 松田甚五郎

二月十六日暮時分、渡邊外記殿用人も松田甚五郎江御用有之候ニ而罷出候様ニ与申来、御旅宿罷越候處、筑前之御付使者来嶋治兵衛・長府之御付使者粟屋八郎兵衛・甚五郎三人一同外記殿へ御相對被仰聞候趣

昨夜唐船打拂被仰付候得共、「今日白嶋表洋中ニ帆影相見申候由候、追払候間又近寄申事茂可有之候、筑前領間近ク候間、筑前領も大筒を以払可申候、長府領・蓋井嶋も茂洋中帆影見え候迄ハ、大筒目當乗せ不申一日三度充程も放候者、」弥遠さかり可申候間、蓋井嶋も昼之内打せ可申候、畢竟ひ、きのため候間本玉込ニ而無之打せ可申候、尤往来之廻船ニ支り不申様ニとの儀者不及申との御事候

一六連嶋之儀、いかゞ可仕哉与粟屋」八郎兵衛相伺候処、六連嶋者内之事情、唐船外へ追出候付不及夫之由被仰候事

一各外記殿前を退何廉申相候内、長府半野半右衛門罷出候而、右之趣承用人、服部伴右衛門江申達候ハ、風並ニ依り六連嶋近ク相見江」候ハ、彼嶋も茂打せ可申哉と申候へハ、大概唐船遠さかり申為候、外記ハ所無案内之事情間、蓋井嶋・六連嶋も御打せ候て茂、同じ道理ニ候と申候、本以玉込不申打せ候様ニと重畳申之由候事

右之通松田甚五郎も申越、長府御家老桂縫殿茂翌日知せ越、大筒打せ様之儀を茂申談候、然者蓋井嶋六連嶋・竹子嶋三ヶ所之内、蓋井ハ常々唐船漂流之方角ニ而も無之、兼而ハ大筒打申儀有之間敷所与相見候付、此御方之大筒場をハ、六連」嶋ニ二ヶ所、竹子嶋ニ四ヶ所、両嶋ニ申付、大筒打を茂出置候付而、六連嶋大筒打江右之段被申遣候、尤見合として佐々木舎人組之内耆人充差添遣置見合申付候事

一同十七日之朝、竹子嶋後江唐船式艘」六連嶋へ老艘着、其外小六連・白嶋邊ニ八艘程相見申候由見分仕候事

一同日外記殿も書付を以左之通被仰渡候

御三領之内へ亦々唐船漂流候、被仰合今度之仕方ニ打拂可申事ニ候

一追払候唐船之儀、帆影見候内者、」若蓋井嶋之邊も鉄炮音聞可申候ハ、唐船近寄候様子之節、日和見合四五日之内ハ折々鉄炮打せ可然候事

一同晚又々外記殿も来嶋治兵衛・半野半右衛門被召呼被仰聞候ハ、蓋井嶋・六連嶋大筒放候様ニとの」儀、先達而被仰渡候へ共、昨今之風波烈敷候故、唐船白嶋沖・六連嶋沖邊ニ相見候由、此間打払候唐船ニ而候哉、外之唐船ニ而候哉、此風ニ而者無是非漂来可仕候、大形者新来之唐船ニ而可有之哉と思召候、左候へ者此時節大筒放懸候て者、おとし之様ニ」可存候間、出帆之躰ニ見懸洋中迄茂遠さかり申候節、放懸可申之由被仰渡候付而、半野半右衛門申候ハ奉得其旨候、此通之風波ニ御座候へハ、只今放懸候而者中々出帆仕間敷候、出帆之躰ニ御座候、其節奉伺ニ不及放懸可申与申上候へ者、兎角遠さ」かり候節見合放懸候様ニとの御事、右桂縫



殿と織部方江知せ越候付而、六連嶋大筒打江令其沙汰候、右之両條者来嶋治兵衛・半野半右衛門兩人計江被仰聞、松田甚五郎江者御物音無之ニ付、甚五郎も用人江右之段品能申入、外記殿ニ茂御聞「尤之儀与候て、右之書付用人も相渡候、外記殿用人など茂心得違ニ而、右之通と相聞候

一同日暮時分小倉も赤間関へ飛船到来、松田甚五郎申越候趣

只今波田見舎人も相談与し而、彼御家来青柳弥三右衛門・西田庄三郎并冲相罷出候、物頭兩人筑前之来嶋治兵衛・半野半右衛門・粟屋八郎兵衛・甚五郎一座ニ而弥三右衛門申出候、唐船之趣退散仕ニて茂無之氣之毒存候、先夜之通、又々打払仕可然之由相談相極、はへ泊迄」御三領之打方役人致集會申談筈ニ候間、出羽源八・飯田与一左衛門儀、早々差出候様ニとの事（同列一つ書六条略）

右之通申来候付而、早速出羽源八・飯田与一左衛門、尤神保八郎左衛門鉄炮打船共ニはへ泊迄差出、彼地ニ而いつれも集會申談、同夜四時分藍嶋冲江罷出、唐船者不相見候へ共、鉄炮を打せ」八ツ時分はへ泊迄罷歸候事（但書略）

（同廿、廿一、廿二日の唐船動向一書、略）

一唐船之趣、江戸・長崎へ御注進之儀、御三領拔々ニ而間違有之候而ハ如何敷儀候而、遠江守殿も御注進之趣」相極候上、青柳弥三右衛門・西田正三郎も早速可相知候間、其上ニ而御一同ニ御届被成、可然之由右兩人申候間、無緩承合極次第可申越候由、神五郎も申越候、十六日以後者何方も茂一切御届者被差扣候事」

（なかわらむつみ）

## 『地域文化研究』投稿規定

- ・本誌は、地域文化研究所の発表機関誌として会員の投稿を歓迎します。
- ・投稿内容は地域文化の向上に寄与するもので、未発表のものに限ります。
- ・投稿原稿は、四〇〇字詰原稿用紙三十枚以内を原則とします。その折図表や写真も規定の枚数にこだわります。フロッピー原稿は、下項の「手引き」に従って投稿してください。
- ・編集は、編集委員会にご一任願います。
- ・引用文献・参考文献をあげる場合は、原則として本文の最後に左記の順番で表記してください。  
著書（単行本）著者名・『書名』・発行所・頁数・発行年（西暦）  
訳書 原著者名・訳者名・『書名』・発行所・頁数・発行年（西暦）  
雑誌 著者名・「表題」・『雑誌名』・巻号数・発行年（西暦）  
また、文献を表わす番号を本文の右肩に表記します。注も同じく本文の右肩に（注1）とし、本文の末尾に記載します。
- ・投稿締切は、毎年十月末日とします。
- ・題目と執筆者の英文名を表記してください。
- ・採否は、編集委員会にご一任願います。尚、投稿原稿の返却をご希望の方はお申し出ください。

- ・掲載の場合は、会費分一部以外に『地域文化研究』一部、ならびに抜刷を二十部贈呈します。
- ・投稿に関するお問い合わせは、下記へお願いします。

〒750-8511 下関市向洋町1-1-1  
梅光学院大学地域文化研究所  
TEL 0832-27-1070（博物館兼用）  
FAX 0832-27-1071（博物館兼用）

### 〈フロッピーによる投稿の手引き〉

- 1、フロッピーディスクに次の点をご記入ください。  
①文章を作成した機種名  
②文章を保存しているファイル名
- 2、フロッピーには、必ずプリントアウトした原稿を添付してください。
- 3、文書中に表やカットを貼り付けた場合、変換が不可能になりますので、必ず表やカットは別紙にて添付してください。
- 4、入力時は縦書きでも、横書きでも構いませんが、ワープロ上で、段組書式による作成の場合は、段組書式を解除した形でお渡しください。